

令和4年6月29日
市民部市民課
0438-23-7253

新婚世帯に最大30万円を補助します【結婚新生活支援事業】

結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新規に結婚した世帯を対象に新生活を経済的に支援し、地域における少子化対策の推進や移住定住の促進に資することを目的に、結婚に伴う新生活に係る住居費や引越しに係る費用の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。本補助金について広く周知を図るため、記事掲載いただきますようよろしくお願いいたします。

1 内容

・対象世帯

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻届が受理された夫婦のうち、年齢や所得など全ての要件を満たす世帯（別紙チラシ参照）

・対象経費

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に支払った新婚住居の①購入費②賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料③リフォーム費④引越業者や運送業者に支払った引越費用

・補助金額

対象経費の実支出の合計額（1世帯当たり30万円を上限）

2 申請期間

令和4年8月1日（月）から令和5年3月31日（金）まで
※予算の上限に達した時点で、受付を終了します。

3 申請方法

申請書類を揃えて、市民課（朝日庁舎）へ提出

4 その他

- ・本事業は、国の地域少子化対策重点推進交付金を活用して実施しています。
- ・事業の詳細について、木更津市ホームページにて令和4年7月1日（金）に公開予定です。



新婚世帯に最大30万円を補助します！

令和4年度 木更津市結婚新生活支援事業

対象世帯

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻届が受理された夫婦のうち、次の要件を全て満たす世帯

- 1 申請時に、夫婦ともに住民票の住所が木更津市の新婚住居地であること。
- 2 婚姻届が受理された日の年齢が夫婦ともに39歳以下であること。
- 3 令和3年中の夫婦の合計所得額が、400万円未満であること。
 - ・申請時に、無職の方は所得額を0円とします。
 - ・貸与型奨学金の返済を現に行っている場合は、夫婦の所得額から令和3年中に返済した分を控除します。
- 4 夫婦ともに申請日から引き続き1年以上、本市に居住する意思があること。
- 5 他の公的制度による家賃補助等を受けていない世帯であること。
- 6 夫婦とも過去に国の「地域少子化対策重点推進交付金」による補助（他の自治体を実施するものを含む。）を受けていないこと。
- 7 夫婦ともに木更津市街なか居住マンション取得助成事業又は木更津市空家リフォーム助成事業に基づく補助等を受けていないこと。
- 8 世帯全員に市税の滞納がないこと。
- 9 世帯全員が木更津市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと。
- 10 本事業のアンケート等へ協力すること。

対象経費

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に新婚住居に要した次の費用

- ①購入費 ②賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料 ③リフォーム費
④引越業者や運送業者に支払った引越費用

※勤務先から住宅手当が支給されている場合は、その分を除いた額が対象となります。

申請期間

令和4年8月1日（月）～ 令和5年3月31日（金）

※予算の上限に達した時点で、受付を終了します。

補助金額

補助対象経費の実支出額の合計額（1世帯当たり30万円を上限）

申請手順



申請先

木更津市役所 市民課（朝日庁舎） ☎0438-23-7253

申請書に必要書類を添えて窓口へ提出してください。（裏面参照）

申請書は市ホームページからダウンロードできます。



提出書類一覧

【共通】 ★…交付日から1ヶ月以内のものを提出してください。また、同意書兼誓約書（第2号様式）の提出により、木更津市で確認がとれる場合は提出不要です。

- 木更津市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（第1号様式）
- 同意書兼誓約書（第2号様式）
- 戸籍全部事項証明書または婚姻届受理証明書 ★ 市税完納証明書（世帯全員分各1通）★
- 令和4年度所得証明書または非課税証明書（夫婦各1通）★ 住民票の写し（世帯全員）★

【該当者のみ提出する書類】

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 離職していることが確認できる書類 離職票や退職証明書等 ※申請日において無職の方 | <input type="checkbox"/> 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類 返済額の証明書や通帳の写し等 ※令和3年中に貸与型奨学金を返済している方 |
|---|--|

【該当する費用について必要な書類】

①住宅購入費用

- 住宅の売買契約書または住宅の工事請負契約書
- 支払いが確認できる書類 ※1

②住宅賃貸費用

- 住宅の賃貸借契約書
- 支払いが確認できる書類 ※1
- 住宅手当支給証明書（第3号様式）※2

③住宅リフォーム費

- 住宅の工事請負契約書
- 支払いが確認できる書類 ※1

④引越費用

- 支払いが確認できる書類 ※1

※1 夫婦が支払った費用のみが対象となります。領収書等の支払者、支払った期日、支出先、内訳、金額の記載がある書類を提出してください。

※2 住宅手当の支給がない場合でも提出が必要となりますので、職場で証明を受けて提出してください。

※状況に応じて、その他の書類の提出を求める場合がありますので、予めご了承ください。

